

# 枚方市の環境影響評価制度の 見直しについて

＜部会報告＞  
(案)

平成 27 年 5 月

枚方市環境影響評価審査会制度検討部会



(案)

枚方市の環境影響評価制度の見直しについて

(答 申)

平成 27 年 6 月

枚方市環境影響評価審査会



## 目 次

はじめに	1
I 環境影響評価制度について	2
1 枚方市の環境影響評価制度の現状について	2
(1) 制度化の背景と変遷	2
(2) 制度の内容	2
2 国・大阪府の環境影響評価制度との関係について	3
(1) 国及び大阪府の制度	3
(2) 制度の適用関係	3
3 他自治体における環境影響評価制度について	3
II 枚方市の環境影響評価制度の課題について	4
III 中間答申について	5
1 中間答申に向けた検討内容	5
2 中間答申の概要	5
3 中間答申後に引き続き検討を行った内容	5
IV 枚方市の環境影響評価制度の見直しの方向性と内容について	7
1 手続きに関する事項	7
(1) 法・府条例との適用関係	7
(2) 手続きの区分化	7
(3) 方法書の手続き	7
(4) 準備書の手続き	8
(5) 評価書の手続き	9
(6) 要約書の作成	10
(7) 事後調査の義務付け	10
(8) 手続き期間の明示	11
(9) 函書のインターネットによる公表の義務化	12
(10) 都市計画手続きとの調整	12
(11) 手続きの再実施における審査会への意見聴取	12
(12) 市長の意見提出時における審査会への意見聴取	12
(13) 事業者に対する報告徴収	12
(14) 立入調査権の明示	13
(15) 罰則規定の見直し	13

2 対象事業に関する事項	13
(1) 対象事業の種類	13
(2) 対象事業の区分及び規模	14
おわりに	16
枚方市環境影響評価審査会名簿	17
枚方市環境影響評価審査会審議過程	18
資料1 現行の対象事業と規模要件（平成27年4月1日現在）	19
資料2 見直し後の環境影響評価手続きの流れ	21
資料3 見直し後の対象事業と規模要件	22

はじめに

環境影響評価制度は、事業の実施にあたり、環境への影響をあらかじめ事業者が調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、市民などから意見を聴き、それらを踏まえ、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを期する制度である。

枚方市においては、平成4年12月に国の法整備や大阪府の条例制定に先駆け「枚方市環境影響評価条例」が制定された。

本条例では、制度の対象となる事業及び手続きを定め、これまで11の事業について手続きが行われ、枚方市の環境の保全に寄与してきた。

しかし、条例制定から20年が経過する中で、事業者が環境への配慮を事業戦略の中核に位置づけて規制の遵守にとどまらない更なる環境配慮に取り組んでいることや、市街化が進んだ地域での再整備が増加していること、環境関連法の整備や枚方市里山保全基本計画の策定等の環境保全に関する関連制度が整備されてきたことなど、条例をとりまく社会状況は大きく変化している。

こうしたことから、平成26年7月2日に、枚方市長から本審査会に対して、環境影響評価の手続き、対象事業及び規模要件にわたる制度全体の見直しについて諮問を受けた。

本審査会では、この諮問を受け、環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例との関係のほか、これまでの枚方市環境影響評価条例の運用実績を踏まえ、科学的、専門的見地から慎重に審議を重ねてきた。

そのうち、規模要件の見直しを先行して審議し、一定の結論が見出せたことから、平成26年10月31日に中間答申として示した。

今般、手続き等の制度全体の見直しについて、継続して審議を行ってきた結果、本審査会における結論を見出すことができたため、ここに答申を行うものである。

### 1 枚方市の環境影響評価制度の現状について

#### (1) 制度化の背景と変遷

国は、昭和 59 年に「環境影響評価の実施について」として、一定の国の事業に対し、環境影響評価の手続きを実施するための環境影響評価実施要綱を定める閣議決定を行い、平成 9 年には「環境影響評価法」（以下「法」という。）が制定され、引き続き手続きが行われてきた。

また、大阪府においても、昭和 59 年に「大阪府環境影響評価要綱」が、平成 10 年 3 月には「大阪府環境影響評価条例」（以下「府条例」という。）が制定され、同様に手続きが行われてきた。

枚方市においては、昭和 59 年の国や府における要綱制定の動きや、先行して条例化されていた他自治体の制度を踏まえ、平成 4 年 12 月に、法・府条例の制定に先駆けて「枚方市環境影響評価条例」（以下「市条例」という。）を制定し、枚方市の良好な環境の保全を図る一助としてきた。

#### (2) 制度の内容

##### ① 手続きの内容

市条例では、事業者が提出しなければならない主な図書を、他の一般的な環境影響評価制度のものと同様に、環境影響評価事前計画書（法・府条例における環境影響評価方法書に相当）、環境影響評価準備書、環境影響評価書（以下、それぞれ「事前計画書」、「準備書」、「評価書」という。）と定めている。

市条例独自の手続きとしては、「準備書についての意見に対する見解書」に対し、意見を聴く機会を設けているほか、公聴会を開く際には、その開催要請を受けて手続きを行うものとしている。

また、府条例で義務化している事後調査は、市長が必要と認める場合、実施の指示を行うことができるものとしている。

##### ② 対象事業及び規模要件

市条例は、その対象とする事業として、道路の建設、工場又は事業場の建設、土地区画整理事業など 13 の事業とその他の事業を定めている。また、環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるものとして、対象事業の規模要件を規則で定めている。

このうち、対象事業の規模要件については、本審査会の中間答申を踏まえた規則改正により、平成 27 年 4 月 1 日に見直され、府条例と一定の整合が図られている。



## 2 国・大阪府の環境影響評価制度との関係について

### (1) 国・大阪府の制度

#### ① 手続きの内容

事業者が提出しなければならない主な図書は、市条例で規定する図書を含めて法・府条例において同様に定めている。

国は、平成 23 年 4 月の法改正により、図書のインターネット縦覧や事後調査の義務付けを行った。

大阪府は、平成 17 年から「大阪府行政手続きオンライン化条例」に基づき、インターネットによる図書の縦覧が行われている。

#### ② 対象事業及び規模要件

法では 100ha 以上の土地区画整理事業や宅地の造成事業のほか、高速道路や新幹線鉄道の建設などの大規模な事業を対象としている。

府条例では、法が対象とする事業を除き、50ha 以上の土地区画整理事業や開発行為、3km 以上の道路や鉄道の建設など、法よりも規模の小さな事業を対象とするとともに、下水道終末処理場の建設や工場又は事業場の建設など、法にない事業を対象としている。

市条例の対象事業及び規模要件は、法・府条例が対象としている事業に比べ、環境影響のおそれが小さい事業を対象としており、資料 1 のとおりとなっている。

### (2) 制度の適用関係

市条例は、法・府条例に先駆けて制定し、より小規模な事業についても対象事業としてきたことから、法・府条例の対象事業と重複している。法では、地方公共団体の制度による手続きが、一つの事業に重複して義務付けされないよう規定されているが、これまで、市条例の規定に基づく協議を行うことで、法・府条例の指導を受ける対象事業については対象外とする取り扱いが行われている。

## 3 他自治体における環境影響評価制度について

現在、全都道府県及びほとんどの政令指定都市で条例化されているほか、近隣では、高槻市、豊中市、吹田市及び尼崎市において条例化されている。

また、環境影響評価制度を持つ自治体では、法の改正などにあわせて制度の見直しが行われ、統合が図られている。

## Ⅱ 枚方市の環境影響評価制度の課題について

---

枚方市長の諮問では、市条例の制定から 20 年が経過する中で、6つの課題が生じているとされており、本審査会では、これを受け、現行制度における課題について、以下のとおり整理した。

① 府条例と市条例が二重適用されている

市条例の対象事業である道路や鉄道の建設には、法・府条例が対象とする高速自動車道や新幹線の建設、改良などの事業が含まれている。

また、市条例対象のヘリポートの建設や規模の大きな土地区画整理事業などは、府条例の対象となっており、二重適用となっている。

② 府条例に無い本市独自の対象事業を定めている

市条例では、府条例で規定していない「都市公園の設置」や「樹木の伐採等を伴う土地形質の変更」などを独自に対象事業としている。

都市公園の設置については、市街化された地域に設置されることでむしろ環境改善につながるものとなっている。

③ 府条例よりも規模の小さな対象事業を定めている

市条例では、府条例が対象としている事業に比べ、小さな事業を対象としているが、一部の事業においては、環境影響のおそれの程度が著しいとまでいえないものとなっている。

④ 府条例で規定されていない手続きを課している

市条例では、府条例より規模の小さな事業に対して、見解書に対する意見書の提出や公聴会の開催要請など、府条例に規定されていない手続きを課している。

⑤ 対象事業に課す手続きが一律となっている

市条例では、小規模のものから大規模なものに至る、すべての対象事業について一律の手続きを課している。

⑥ 図書館のインターネット縦覧と事後調査の義務付けがない

市条例では、国や府のほか、多くの自治体が規定している図書館のインターネット縦覧と事後調査を義務付けていない。

### Ⅲ 中間答申について

#### 1 中間答申に向けた検討内容

本審査会では、市長からの諮問を受け、枚方市の環境影響評価制度の課題や社会状況の変化、さらに、これまでの市条例の運用実績等も踏まえて、枚方市の環境影響評価制度の見直しに関する検討を進めた。

その中で、対象事業の規模要件は、手続きを課す判断基準となるものであり、より早期に答申する必要があると判断し、先行して見直しの検討を進めた。

#### 2 中間答申の概要

対象事業の規模要件の見直しについて、一定の結論を得たことから、平成 26 年 10 月 31 日に、規模要件の見直しに関して中間答申を行った。中間答申の概要は、表 1 のとおりである。

なお、枚方市においてはこの答申を受け、平成 27 年 4 月 1 日に、資料 1 のとおり、対象事業の規模要件の見直しが行われたところである。

#### 3 中間答申後に引き続き検討を行った内容

対象事業の規模要件のうち、ヘリポートの建設、終末処理場の建設、都市公園の設置などの事業については、これらの事業を対象事業とすることの必要性も踏まえた検討が必要であり、引き続き検討を行うこととした。

表 1 中間答申した対象事業の規模要件の見直し

事業の種類	見直し後の規模要件	
道路の建設	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路又は道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 8 項に規定する自動車道の新設又は改築の事業	一般国道、府道等の新設又は車線数の増加を伴う改築で、車線数 4 以上かつ延長 1km 以上 3km 未満のもの
		自動車道の新設又は車線数の増加を伴う改築で、車線数 4 以上かつ延長 1km 以上 3km 未満のもの
鉄道、軌道又はモノレールの建設	鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）による鉄道（新幹線鉄道及び新幹線鉄道規格新線を除く。）及び軌道法（大正 10 年法律第 76 号）による軌道の建設又は改良（改良にあつては、本線路の増設又は地下移設、高架移設その他の移設に限る。）の事業	鉄道（新幹線等を除く）・軌道の建設又は改良で、延長 3km 未満のもの
		特殊な構造を有する鉄道の建設又は改良
ヘリポートの建設	航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 75 条第 1 項に規定するヘリポートの新設又は改良（改良にあつては、滑走路の新設、延長又は位置	ヘリポートの建設

	の変更に限る。) 【引き続き検討】	
--	-------------------	--

(つづき)

事業の種類	見直し後の規模要件	
廃棄物処理施設の建設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の新設又は増設	ごみ焼却施設以外のごみ処理施設の新設又は増設で、処理能力の合計が1日当たり100t以上200t未満のもの 産業廃棄物の処理施設の新設又は増設で、バーナーを定格能力で運転する場合において使用される燃料の量を重油に換算した量が1時間当たり2kL以上4kL未満のもの 埋立面積が1ha以上10ha未満の一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場の新設又は増設
終末処理場の建設	下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場の新設で、その計画水量が1日当たり30,000m <sup>3</sup> 以上のもの <b>【引き続き検討】</b>	
工場又は事業場の建設	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設等又は大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）第17条第5項に規定する届出施設を設置する工場又は事業場（終末処理場を除く。）の新設又は増設の事業	ばい煙発生施設等を設置する工場又は事業場（終末処理場を除く。）の新設又は増設で、ばい煙発生施設等を定格能力で運転する場合において使用される燃料及び原料の量を重油に換算した量が1時間当たり2kL以上4kL未満のもの
	水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設、同条第3項に規定する指定地域特定施設又は大阪府生活環境の保全等に関する条例第49条第2項に規定する届出施設を設置する工場又は事業場（終末処理場を除く。）の新設又は増設の事業	特定施設等を設置する工場又は事業場（終末処理場を除く。）の新設又は増設で、当該工場又は事業場から排出される1日当たりの平均的な排水の量が1,000m <sup>3</sup> 以上10,000m <sup>3</sup> 未満のもの
住宅団地の建設	一団の土地に集団的に住宅を建設する事業	
土地区画整理事業	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業	施行区域の面積が、5ha以上50ha未満のもの（第二京阪道路以東で行われるものは、3ha以上50ha未満）
市街地再開発事業	都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する市街地再開発事業	
開発行為を伴う事業	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	
池の埋立て	池の埋立て行為	
樹林の伐採等を伴う土地形質の変更	樹林の伐採等を伴う土地形質を変更する行為	樹林の伐採等の面積が、3ha以上のもの
都市公園の設置	都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園の設置で、その施行区域の面積が3ha以上のもの <b>【引き続き検討】</b>	
その他事業	前各項に掲げる事業と同程度に、地域の環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると市長が認めるもの <b>【引き続き検討】</b>	

## IV 枚方市の環境影響評価制度の見直しの方向性と内容について

---

環境影響評価制度の見直しにあたっては、引き続き、法・府条例との適用関係を整理するとともに、この間の社会状況の変化や市条例の運用が行われてきた中で生じた課題の解消を図り、現行の市条例の役割や意義を継承しつつ、枚方市の制度として必要な手続き、対象事業、規模要件を備えたものとする方向で検討を進めた。

### 1 手続きに関する事項

手続きについては、以下に示すとおり見直すことが適切である。

なお、見直し後の手続きの流れは、資料2に示すとおりとなる。

#### (1) 法・府条例との適用関係

法の規定では、地方公共団体の同様の制度において、一つの対象事業に対し重複した手続きを義務付けされないよう定められている。こうしたことから、法・府条例が適用される事業については、市条例の適用が行われないことをより明確に示すものとする。

#### (2) 手続きの区分化

市条例では、規模の大小に関わらず、同じ手続きを課しており、これを解消するため、事業規模の大きさや環境影響のおそれの程度、地域の特性などを考慮し、対象事業を以下の2つに区分するとともに、それぞれ異なる手続きを課すものとする。

##### ① 第1種対象事業

著しい環境影響のおそれがある事業とする。

##### ② 第2種対象事業

第1種対象事業と比べ、その環境影響のおそれの程度が小さい、あるいは、住宅の建設が規制されている工業専用地域内でのみ行われる一部の事業とする。

#### (3) 方法書の手続き

##### ① 方法書の提出及び配慮事項

「事前計画書」の名称を、法・府条例と整合させるため、「環境影響評価方法書」(以下「方法書」という。)に改める。

また、計画策定段階で検討した環境への配慮については、より早い段階で示すことが適切であり、方法書への記載を義務付けるものとする。

なお、第1種対象事業については、方法書の作成、提出を義務付け、第2種対象事業については、第1種対象事業と比べ、環境に対する影響の程度が小さいことなどから、方法書の提出を求めないものとする。ただし、いずれの事業も調査、予測、評価については同様に実施されなければならない。方法書の提出がない第2種対象事業については、あらかじめ十分に、市と事前相談を行い、技術指針を踏まえて行われるものとされたい。

② 縦覧期間

方法書の縦覧期間は、法・府条例との整合を図り、現行の14日間から1月間とする。また、意見書の提出にあたっては、その利便性向上を図るため、電子データによる提出を可能とする。

③ 方法審査書の作成

方法書に記載された調査、予測、評価手法については、その妥当性を確保するため、市長が「方法審査書」を作成することとし、その作成にあたり、本審査会に意見を聴くものとする。

なお、見直し後の方法書に関する手続きの概要は図1のとおりとなる。

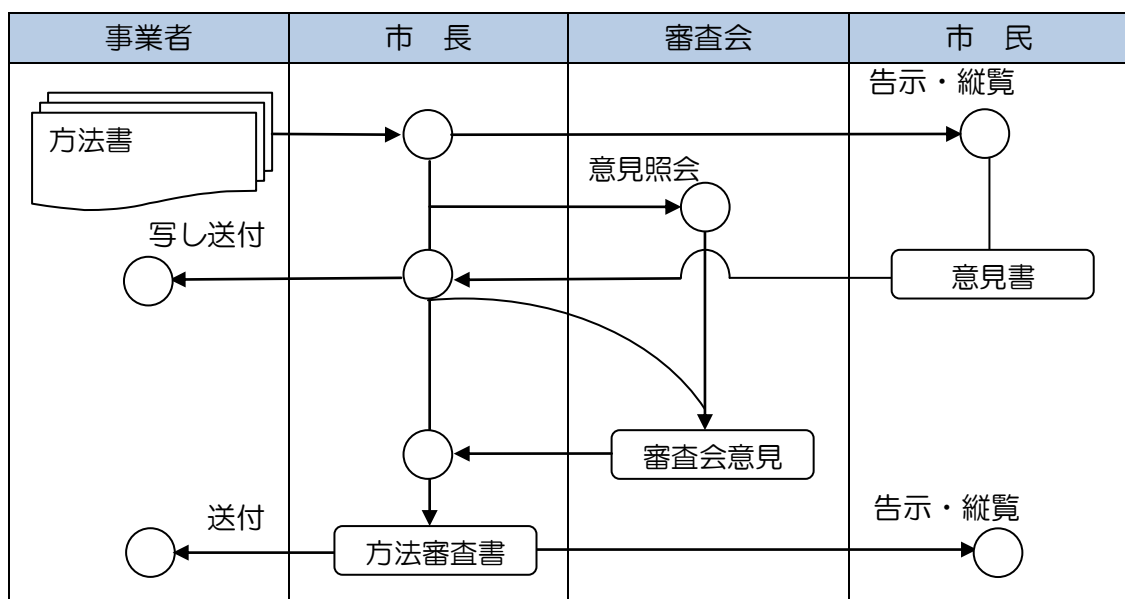


図1 方法書に関する手続きの概要（第1種対象事業に限る）

(4) 準備書の手続き

① 見解書に対する意見書の手続き等の削除

市条例では、府条例が対象としている事業と比べ、規模の小さい事業に手続きを課しており、その環境影響のおそれの程度に合わせた手続きとするため、府条例の手続きと整合を図り、府条例にない見解書に対する意見書の提出手続きを削除する。

② 第1種対象事業における公聴会の定例化

第1種対象事業については公聴会の開催要請手続きを不要とし、公聴会の開催を定例化するものとする。ただし、準備書に対する意見書の提出がない場合、又は、公述の申し出がなされない場合にあっては、準備書に対する意見がないことから、公聴会を開催しない。

また、第2種対象事業については、公聴会の開催を省略とする。

③ 縦覧期間

準備書の縦覧期間は、法・府条例との整合を図り、現行の30日間から1月間とし、意見書提出期間は45日から縦覧期間に2週間を加えた期間とする。

また、意見書の提出にあたっては、その利便性の向上を図るため、電子データによる提出を可能とする。

なお、見直し後の準備書に関する手続きの概要は図2のとおりとなる。

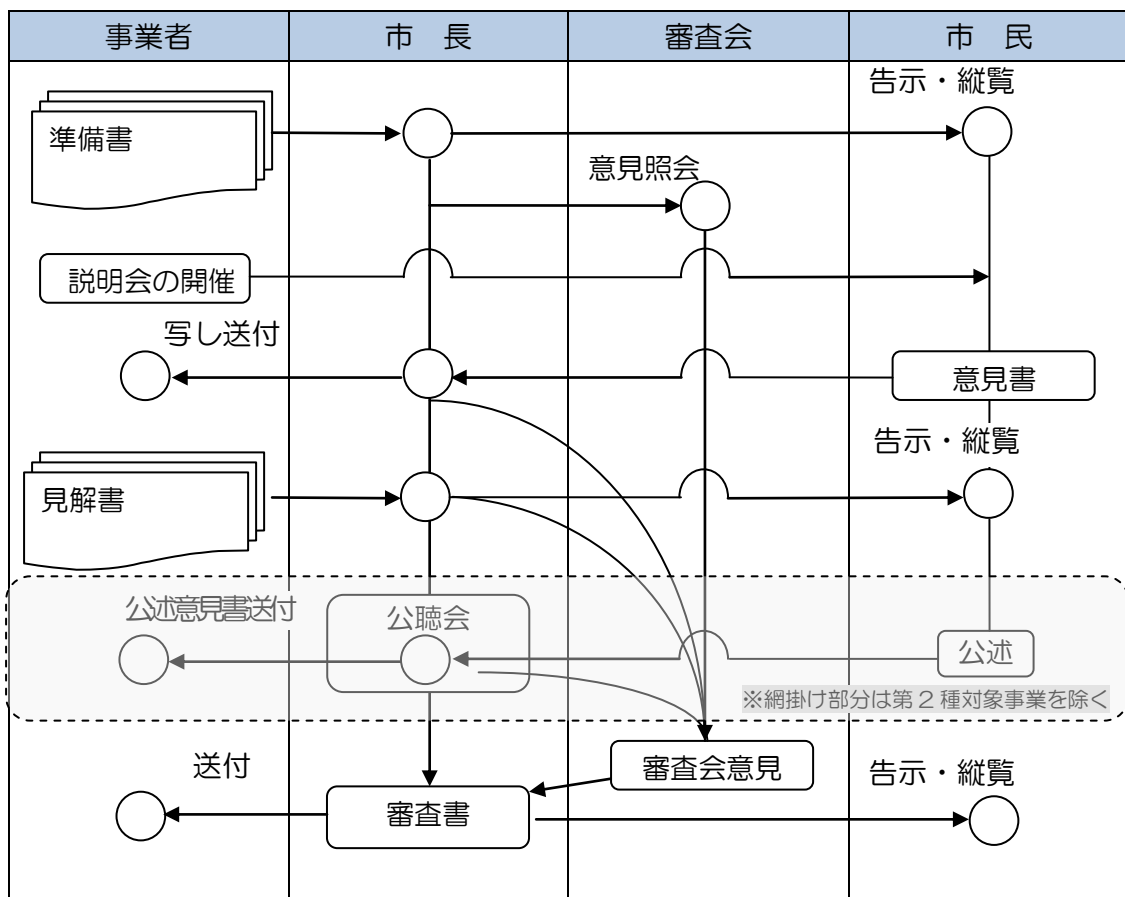


図2 準備書に関する手続きの概要

(5) 評価書の手続き

評価書の縦覧及び意見提出期間は、法・府条例との整合を図り、現行の30日間から1月間とする。





## (6) 要約書の作成

方法書、準備書、評価書については、より住民等に分かりやすく示すことができるよう、図や表等を用いた適切な分量の「要約書」の作成・提出を義務付けることとする。

## (7) 事後調査の義務付け

### ① 第1種対象事業の事後調査

環境影響評価の予測・評価は、不確実性が内在するため、第1種対象事業については、事業着手後にその状況を把握し、環境保全上の追加措置が必要な場合、措置要請を行うことができるよう、事業者には事後調査の実施を義務付けるものとする。

なお、市長が措置要請を行う場合は必ず、本審査会に意見を聴くものとする

### ② 第2種対象事業の事後調査

第2種対象事業については、第1種対象事業と比較して環境影響のおそれの程度が小さいことから、事後調査の義務付けは必要ないものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、本審査会の意見を受けた上で、事後調査を行わせることができるものとする。

### ③ 図書の作成

第1種対象事業については、事後調査計画書及び事後調査報告書の作成を義務付ける。

### ④ 縦覧期間

事後調査計画書及び事後調査報告書の縦覧期間は、法・府条例と整合を図り、1月間とする。さらに、工事着手届や工事完了届の提出を義務付けるものとする。

なお、見直し後の事後調査に関する手続きの概要は図3のとおりとなる。

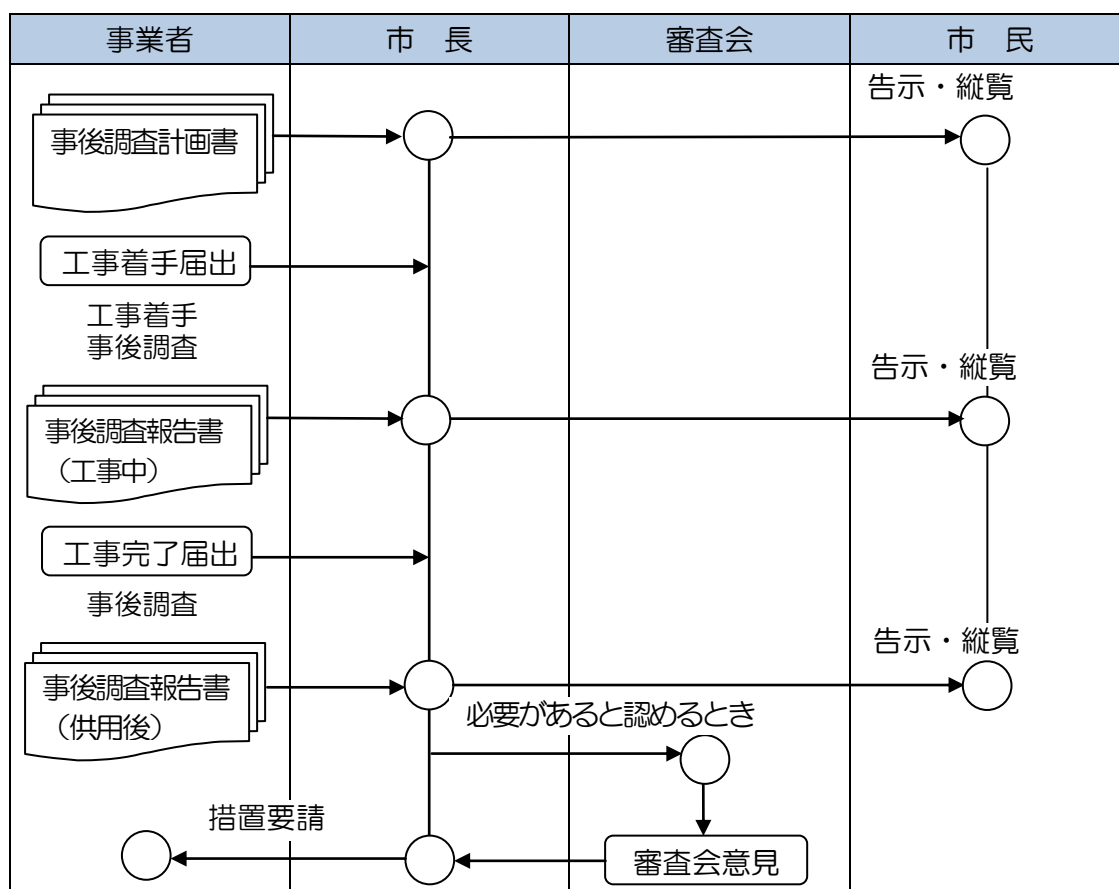


図3 事後調査に関する手続きの概要

(8) 手続き期間の明示

手続きに要する期間を明確化させることで、公正の確保と透明性の向上を図るため、以下のとおり、手続期間を定める。

① 方法審査書の作成期間

方法審査書の作成期間は、方法書縦覧期間満了の翌日から起算し3月間とする。

② 準備書に対する審査書の作成期間

準備書に対する審査書の作成期間は、見解書の提出日から起算し4月間とする。ただし、準備書に対する意見書の提出がない場合は、準備書に対する意見提出期間満了日の翌日から起算し4月間とする。

なお、公聴会の開催時期が審査書の作成期間に影響する場合は、必要に応じ、当該期間を延長することができるものとする。

(9) 図書のインターネットによる公表の義務化

① 図書のインターネットによる公表

縦覧する図書は、幅広く関係住民へ情報提供が行われる必要があることから、その利便性を高めるため、法・府条例と同様に、インターネットによる図書の公表を行うものとする。ただし、インターネットによる公表は、著作権の問題を生じさせないよう、原則として事業者の責任において実施させるものとする。

② インターネットによる公表の期間

インターネットによる公表の期間は、情報公開が環境影響評価の大きな柱の一つであることに鑑み、事後調査に至る一連の手続きが完了するまでの間は、それぞれの図書の次に提出しなければならない図書の縦覧が始まるまでの間とする。ただし、事後調査報告書は、最終の提出図書となるため期間を定めることとし、公表期間を1月間とする。

(10) 都市計画手続きとの調整

市条例の手続きは、都市計画決定又は変更の手続きと並行して実施するものとする。また、縦覧期間及び意見書の提出期間を合わせることが望ましい。

(11) 手続きの再実施における審査会への意見聴取

① 事業内容を変更する場合

軽微な変更を除き、工事着手までの間に事業内容が変更され、手続きの再実施を指示する場合は、客観的・合理的な判断のもとで指示する必要があるため、本審査会へ意見聴取を行うものとする。

② 長期に事業が未着手となった場合

評価書の告示日から5年が経過した後に工事着手する場合で、手続きの再実施を指示する場合は、客観的・合理的な判断のもとで指示する必要があるため、本審査会へ意見聴取を行うものとする。

(12) 市長の意見提出時における審査会への意見聴取

法・府条例に基づく方法書及び準備書の手続きにおいて、市長の意見を求められた場合は、科学的・専門的な知見から意見を述べる必要があることから、本審査会への意見聴取を行うものとする。

(13) 事業者に対する報告徴収

府条例の規定と同様に、市長は市条例の施行に必要な限度において、事業者等に対し、必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

(14) 立入調査権の明示

府条例の規定と同様に、市長は、必要な限度において、事業区域への立入調査ができるものとする。

(15) 罰則規定の見直し

罰則規定は、条例の履行を担保するものであり、勧告及び氏名公表の規定によりその役割を十分担保できると判断されることから、罰金規定は不要である。

2 対象事業に関する事項

対象事業については、以下に示すとおり見直すことが適切である。  
見直し後の対象事業及び規模要件は、資料3に示すとおりとなる。

(1) 対象事業の種類

市条例では、13の対象事業とその他の事業が定められている。このうち以下に示す4つの事業については、それぞれの理由により対象外とする。

① ヘリポートの建設

「ヘリポートの建設」は、府条例の対象事業と重複しているため、対象外とする。

② 終末処理場の建設

枚方市域の終末処理場は府が計画的に設置しており、現状において、新たな計画がないため「終末処理場の建設」を対象外とする。

③ 都市公園の設置

市街化が進んだ区域では、公園への再整備を行うことが環境改善に繋がるものであるため「都市公園の設置」は、対象外とする。

④ その他の事業

「その他の事業」は、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあることを明確に示すことができないため対象外とする。ただし、今後、その影響が明確に示された場合にあっては、速やかに対象事業とする検討を進めるものとする。

## (2) 対象事業の区分及び規模

環境影響の程度や事業実施の地域を勘案し、次に示すとおり第1種対象事業及び第2種対象事業に区分するものとする。

### ① 道路の建設

現行制度では、一般国道、府道、市道、自動車道の新設又は改築で車線数4以上かつ延長1km以上3km未満の事業を対象としている。これらの事業は、府条例が対象とする3kmから10kmの事業と比べ、環境影響のおそれの程度が小さいため、第2種対象事業とする。

### ② 鉄道、軌道又はモノレールの建設

現行制度では、鉄道、軌道の新設又は改良で延長3km未満の事業を対象としている。これらの事業は、府条例が対象とする3km以上の事業と比べ、環境影響のおそれの程度が小さいものであるため、第2種対象事業とする。

また、案内軌条式鉄道等の特殊な構造を有する鉄道については、法・府条例の対象となっていないことから、引き続き対象とし、環境影響のおそれの程度が小さいものであるため、第2種対象事業とする。

なお、モノレールは、鉄道又は軌道のいずれかに分類されるものであるため、対象事業の表記を「鉄道又は軌道の建設」に改めるものとする。

### ③ 廃棄物処理施設の建設

<一般廃棄物処理施設（最終処分場を除く）>

現行制度では、一般廃棄物の処理施設として処理能力が100t/日以上200t/日未満のごみ処理施設（ごみ焼却施設を除く）の建設を対象としている。これらの事業は、取り扱うものが廃棄物であり、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあることから、第1種対象事業とする。

<産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く）>

現行制度では、産業廃棄物処理施設の建設を対象としている。この事業は、産業廃棄物を取り扱うものであり、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあることから、規模の大小に関わらず第1種対象事業とする。

ただし、工業専用地域内のみで実施される事業については、その地域が工業の業務の利便の増進を図る地域であり、かつ、住居の建設ができない地域であることから、第2種対象事業とする。

<最終処分場>

現行制度では、廃棄物の埋立面積1ha以上10ha未満の新設又は増設を対象としている。これらの事業は、最終処分場の性質上、その場所に永続するもので

あり、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあることから、第1種対象事業とする。

④ 工場又は事業場の建設

現行制度では、具体的に環境影響をあらわす指標として、事業により使用される燃料の量及び平均的な排出水の量のいずれかで規定し、それぞれ 2KL 以上 4KL 未満、1,000 m<sup>3</sup>以上 10,000 m<sup>3</sup>未満としている。これらの事業は、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあることから、第1種対象事業とする。

ただし、工業専用地域内のみで実施される事業については、その地域が工業の業務の利便の増進を図る地域であり、かつ、住居の建設ができない地域であることから、第2種対象事業とする。

⑤ 住宅団地の建設

⑥ 土地区画整理事業

⑦ 市街地再開発事業

⑧ 開発行為を伴う事業

現行制度では、第二京阪道路以東の区域で 3ha 以上 50ha 未満の事業を、それ以外の区域で 5ha 以上 50ha 未満の事業を対象としている。これは、枚方市都市計画マスタープランや枚方市里山保全基本計画で、第二京阪道路以東の区域が緑の保全・活用を行っていく区域と定められていることに合わせた区分分けとなっている。

また、3ha 又は 5ha から府条例の対象となる 50ha までの事業に対しては、一律の手続きを課しており、規模の大小による環境影響のおそれの程度に見合った手続きとなっていないことから、10ha 以上 50ha 未満を第1種対象事業、5ha 以上 10ha 未満の事業を第2種対象事業と区分し、手続きを課すものとする。

ただし、第二京阪道路以東の区域は、その土地利用の状況等に鑑み、それぞれ、5ha 以上 50ha 未満、3ha 以上 50ha 未満とする。

⑨ 池の埋立て

現行制度では、3ha 以上の池の埋立てを対象としている。今後も、引き続き対象とし、第2種対象事業に区分する。

⑩ 樹木の伐採等を伴う土地形質の変更

現行制度では、樹木の伐採等を伴う土地形質の変更として 3ha 以上の事業を対象としている。第二京阪道路以東の区域は、枚方市都市計画マスタープランや枚方市里山保全基本計画に基づき、緑の保全を行っていく区域としていることから、引き続き対象とし、その区域内で行われる事業については第1種対象事業とし、区域外で行われる事業については第2種対象事業とする。

おわりに

今回、諮問を受けた内容のうち、対象事業の規模要件については、早期に見直す必要があるものとして、先行して中間答申を行い、すでにその内容に沿った見直しが行われたところである。

本答申では、市条例のこれまでの運用による環境保全への貢献内容を踏まえ、その役割や意義を継承させるとともに、法・府条例との適用関係の整理を行った。また、これまでの社会状況の変化に合わせた見直しを行い、枚方市の制度として必要な手続き、対象事業、規模要件を備えるものとした。

枚方市においては、本答申を踏まえて、早期に制度全体の見直しを図るとともに、「枚方市環境影響評価技術指針」の改定を行い、市条例の手続きが科学的かつ適正に実施されるよう望む。

今後、法・府条例の改正及び他制度の整備、社会状況の変化などに即した、柔軟な制度の見直しが図られることを期待する。



枚方市環境影響評価審査会委員名簿

役 職	氏 名	専 攻	職 名
会 長	石川 宗孝	環境工学	大阪工業大学工学部環境工学科特任教授
	伊丹 絵美子	建築計画学	大阪大学大学院工学研究科地球総合工学専攻特任研究員
	伊藤 譲	地盤工学	摂南大学理工学部都市環境工学科教授
	今井 健介	昆虫学	京都教育大学教育学部理学科准教授
副会長 (部会長)	梅宮 典子	建築学	大阪市立大学大学院工学研究科都市系専攻教授
	海老瀬 潜一	環境 システム工学	元摂南大学理工学部都市環境工学科教授
	柏尾 眞津子	社会心理学	大阪人間科学大学人間科学部健康心理学科教授
部会委員	桑野 園子	環境心理学	大阪大学名誉教授
部会委員	佐古 和枝	文化財	関西外国語大学国際言語学部教授
部会委員	東野 達	エネルギー 環境学	京都大学大学院エネルギー科学研究科教授
	西田 富士夫	生物学	元大阪府立牧野高校教諭
	丸山 敬	風工学	京都大学防災研究所教授
	山本 芳華	環境マネジ メントシステム	平安女学院大学国際観光学部准教授
部会委員	吉田 長裕	交通工学	大阪市立大学大学院工学研究科都市系専攻准教授

## 枚方市環境影響評価審査会審議過程

### ○枚方市環境影響評価審査会

平成 26 年度	開催日	案 件
第 1 回審査会	平成26年7月2日	1.枚方市の環境影響評価制度の見直しについて（諮問） 2.その他
第 2 回審査会	平成26年10月28日	1.枚方市の環境影響評価制度の見直し【中間答申】（案） について 2.今後のスケジュールについて 3.その他
中間答申	平成26年10月31日	枚方市の環境影響評価制度の見直しについて （中間答申）

平成 27 年度	開催日	案 件
第 1 回審査会	平成27年6月13日	1.枚方市の環境影響評価制度の見直しについて 【答申】（案）
答申	平成27年6月29日	枚方市の環境影響評価制度の見直しについて（答申）

### ○枚方市環境影響評価審査会 環境影響評価制度検討部会

平成 26 年度	開催日	案 件
第 1 回部会	平成26年7月2日	1.枚方市の制度と他制度について 2.今後のスケジュール（案）について 3.その他
第 2 回部会	平成26年7月22日	1.第 1 回環境影響評価制度検討部会での質問等について 2.枚方市環境影響評価制度の見直し内容について 3.今後のスケジュール（案）について 4.その他
第 3 回部会	平成26年8月19日	1.対象事業及び規模要件見直しについて 2.今後のスケジュール（案）について 3.その他
第 4 回部会	平成26年10月2日	1.中間答申（案）について 2.今後のスケジュール（案）について 3.その他
第 5 回部会	平成27年1月14日	1.パブリックコメントの実施結果について 2.対象事業の見直しについて 3.環境影響評価手続きの見直しについて 4.今後のスケジュール（案）について 5.その他
第 6 回部会	平成27年3月4日	1.環境影響評価手続きの見直しについて 2.今後のスケジュール（案）について 3.その他
第 7 回部会	平成27年3月27日	1.環境影響評価制度の見直しについて 2.今後のスケジュール（案）について 3.その他

平成 27 年度	開催日	案 件
第 1 回部会	平成27年5月14日	1.部会報告のとりまとめについて 2.今後のスケジュール（案）について 3.その他

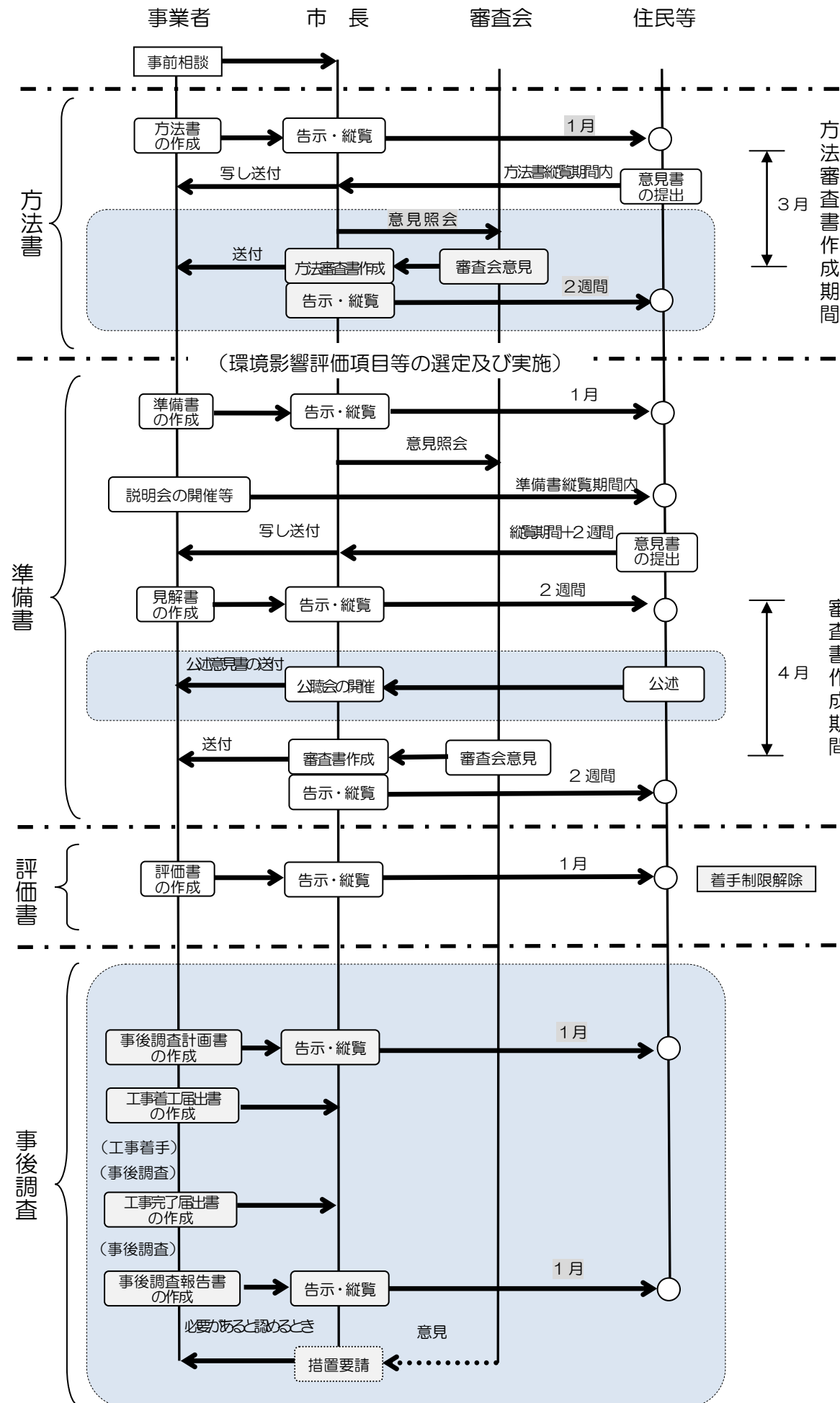
資料1 現行の対象事業と規模要件（平成27年4月1日現在）

項	対象事業の種類	要件
1	道路の建設	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路の新設又は車線数の増加を伴う改築（高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路にあっては、新設又は改築後の車線数が4以上で、かつ、当該新設又は改築に係る区間の延長が1キロメートル以上のものに限る。）
2	鉄道、軌道又はモノレールの建設	鉄道、軌道又はモノレールの新設又は改良（改良にあっては、線路の増設又は道路との連続立体交差化に係るものに限る。）
3	ヘリポートの建設	航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第75条第1項に規定する陸上ヘリポートの新設又は改良（改良にあっては、滑走路の新設、延長又は位置の変更に限る。）
4	廃棄物処理施設の建設	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設（同項のし尿処理施設を除く。）又は廃棄物処理法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の新設、更新又は構造若しくは規模の変更で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 廃棄物処理法第8条第1項に規定するごみ処理施設にあっては、その処理能力（更新又は構造若しくは規模の変更にあつては、当該更新又は変更後に増加することとなる処理能力）の合計が1日当たり100トン以上のもの</p> <p>(2) 廃棄物処理法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）にあっては、その処理能力（更新又は構造若しくは規模の変更にあつては、当該更新又は変更後に増加することとなる処理能力）の合計がバーナーを定格能力で運転する場合において使用される燃料の量を重油に換算した量が1時間当たり2キロリットル以上のもの</p> <p>(3) 一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場にあつては、新設又は規模の変更でその埋立処分の用に供される面積（変更にあつては、当該変更により新たに埋立処分の用に供される場所の面積）が1ヘクタール以上のもの</p>
5	終末処理場の建設	下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場（次項において「終末処理場」という。）の新設で、その計画処理水量が1日当たり30,000立方メートル以上のもの
6	工場又は事業場の建設	<p>大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設若しくは大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）第17条第5項に規定する届出施設（以下「ばい煙発生施設等」という。）又は水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設、同条第3項に規定する指定地域特定施設若しくは同条例第49条第2項に規定する届出施設（以下「特定施設等」という。）を設置する工場又は事業場（終末処理場を除く。）の新設、更新又は増設で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) ばい煙発生施設等にあつては、定格能力で運転する場合において使用される燃料及び原料の量（更新又は増設にあつては、当該更新又は増設後に増加することとなる燃料及び原料の量）を重油に換算した量（大阪府温暖化の防止等に関する条例（平成17年大阪府条例第100号）第31条第1項に規定する発電設備の燃料及び原料の量を重油に換算した量を除く。）が1時間当たり2キロリットル以上のもの</p> <p>(2) 特定施設等にあつては、1日当たりの平均的な排水の量（更新又は増設にあつては、当該更新又は増設後に増加することとなる1日当たりの平均的な排水の量）が1,000立方メートル以上のもの</p>

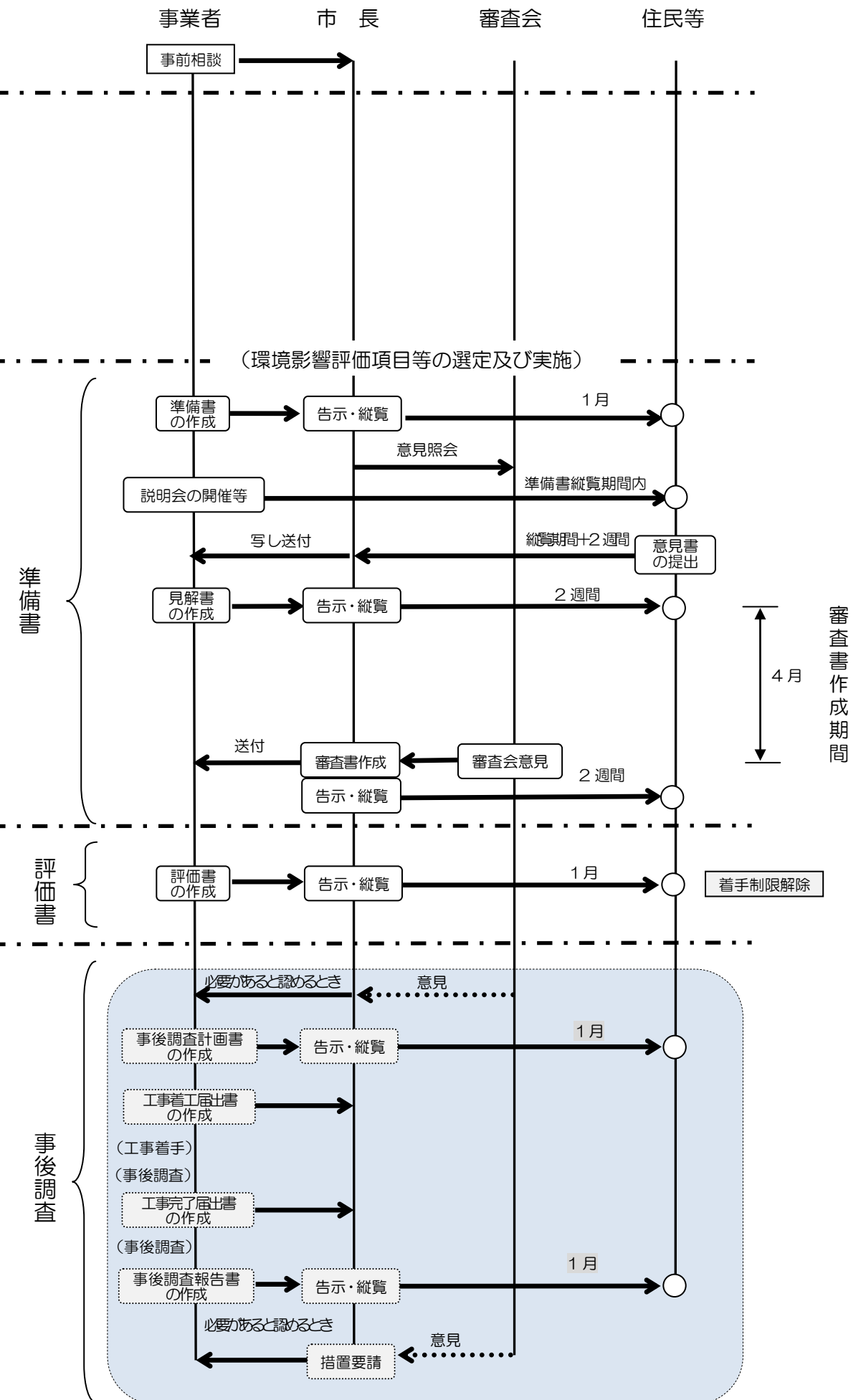
項	対象事業の種類	要件
7	住宅団地の建設	住宅団地（一団の土地に集団的に建設される住宅及びその附帯施設の総体をいう。）の新設で、その施行区域の面積が5ヘクタール以上（都市計画道路大阪枚方京都線の長尾東町から津田南町までに係る区間以東の区域にあっては、3ヘクタール以上）のもの
8	土地区画整理事業	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業で、その施行区域の面積が5ヘクタール以上（都市計画道路大阪枚方京都線の長尾東町から津田南町までに係る区間以東の区域にあっては、3ヘクタール以上）のもの
9	市街地再開発事業	都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1項に規定する市街地再開発事業で、その施行区域の面積が5ヘクタール以上（都市計画道路大阪枚方京都線の長尾東町から津田南町までに係る区間以東の区域にあっては、3ヘクタール以上）のもの
10	池の埋立て	池の埋立てで、その埋立面積が3ヘクタール以上のもの
11	樹木の伐採等を伴う土地形質の変更	樹木の伐採等を伴う土地形質の変更で、その伐採等の面積が3ヘクタール以上のもの
12	都市公園の設置	都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園の設置で、その施行区域の面積が3ヘクタール以上のもの
13	開発行為を伴う事業（前各項のいずれかに該当するものを除く。）	都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為を伴う事業で、その施行区域の面積が5ヘクタール以上（都市計画道路大阪枚方京都線の長尾東町から津田南町までに係る区間以東の区域にあっては、3ヘクタール以上）のもの
14	その他の事業	前各項に掲げる事業と同程度に、地域の環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると市長が認めるもの

資料2 見直し後の環境影響評価手続きの流れ

＜第1種対象事業＞



＜第2種対象事業＞





資料3 見直し後の対象事業と規模要件

事業の種類	(仮称) 第1種対象事業	(仮称) 第2種対象事業
1 道路の建設		道路（一般国道、府道、市道）の新設又は改築で、車線数が4以上かつ道路の部分の合計が1キロメートル以上3キロメートル未満のもの （改築の場合は、車線数の増加を伴うもの） 自動車道の新設又は改築で、車線数が4以上かつ自動車道の部分の合計が1キロメートル以上3キロメートル未満のもの （改築の場合は、車線数の増加を伴うもの）
2 鉄道又は軌道の建設		鉄道事業法による鉄道（新幹線等を除く。）・軌道法による軌道の新設又は改良で長さ3キロメートル未満のもの 特殊な構造を有する鉄道の新設又は改良
3 廃棄物処理施設の建設	ごみ処理施設（ごみ焼却施設を除く。）の新設又は増設で、処理能力が100トン/日以上200トン/日未満のもの 産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）の新設又は増設で、処理能力の合計がバーナーを定格能力で運転する場合において使用される燃料の量を重油に換算した量が2キロリットル/時以上4キロリットル/時未満のもの （工業専用地域のみで行われるものを除く。）	産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）の新設又は増設で、処理能力の合計がバーナーを定格能力で運転する場合において使用される燃料の量を重油に換算した量が2キロリットル/時以上4キロリットル/時未満のもの （工業専用地域のみで行われるものに限る。）
	一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場の新設又は増設で、埋立面積が1ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	
4 工場又は事業場の建設	ばい煙発生施設等（大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設又は大阪府生活環境の保全等に関する条例に規定する届出施設）を設置する工場又は事業場の建設又は増設で、定格燃焼能力（重油換算）が2キロリットル/時以上4キロリットル/時未満のもの （工業専用地域のみで行われるものを除く。）	ばい煙発生施設等（大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設又は大阪府生活環境の保全等に関する条例に規定する届出施設）を設置する工場又は事業場の建設又は増設で、定格燃焼能力（重油換算）が2キロリットル/時以上4キロリットル/時未満のもの （工業専用地域のみで行われるものに限る。）
	特定施設等（水質汚濁防止法に規定する特定施設及び指定地域特定施設又は大阪府生活環境の保全等に関する条例に規定する届出施設）を設置する工場又は事業場の建設又は増設で、平均排出水量が1,000立方メートル/日以上10,000立方メートル/日未満のもの （工業専用地域のみで行われるものを除く）	特定施設等（水質汚濁防止法に規定する特定施設及び指定地域特定施設又は大阪府生活環境の保全等に関する条例に規定する届出施設）を設置する工場又は事業場の建設又は増設で、平均排出水量が1,000立方メートル/日以上10,000立方メートル/日未満のもの （工業専用地域のみで行われるものに限る）

事業の種類	(仮称) 第1種対象事業	(仮称) 第2種対象事業
5 住宅団地の建設	施行区域の面積が、10ヘクタール以上50ヘクタール未満のもの（第二京阪道路（長尾東町から津田南町の間）の以東にあっては、5ヘクタール以上50ヘクタール未満のもの）	施行区域の面積が、5ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの（第二京阪道路（長尾東町から津田南町の間）の以東にあっては、3ヘクタール以上5ヘクタール未満のもの）
6 土地区画整理事業	施行区域の面積が、10ヘクタール以上50ヘクタール未満のもの（第二京阪道路（長尾東町から津田南町の間）の以東にあっては、5ヘクタール以上50ヘクタール未満のもの）	施行区域の面積が、5ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの（第二京阪道路（長尾東町から津田南町の間）の以東にあっては、3ヘクタール以上5ヘクタール未満のもの）
7 市街地再開発事業	○施行区域の面積が、10ヘクタール以上50ヘクタール未満のもの（第二京阪道路（長尾東町から津田南町の間）の以東にあっては、5ヘクタール以上50ヘクタール未満のもの）	施行区域の面積が、5ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの（第二京阪道路（長尾東町から津田南町の間）の以東にあっては、3ヘクタール以上5ヘクタール未満のもの）
8 池の埋立て		埋立て面積が3ヘクタール以上のもの
9 樹木の伐採等を伴う土地形質の変更	樹木の伐採等の面積が3ヘクタール以上のもの （第二京阪道路（長尾東町から津田南町の間）の以東で行われるものに限り）	樹木の伐採等の面積が3ヘクタール以上のもの （第二京阪道路（長尾東町から津田南町の間）の以東で行われるものを除く）
10 開発行為を伴う事業	施行区域の面積が、10ヘクタール以上50ヘクタール未満のもの（第二京阪道路（長尾東町から津田南町の間）の以東にあっては、5ヘクタール以上50ヘクタール未満のもの）	施行区域の面積が、5ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの（第二京阪道路（長尾東町から津田南町の間）の以東にあっては、3ヘクタール以上5ヘクタール未満のもの）